

横浜市地域療育センター条例の一部改正について

1 趣旨

障害者自立支援法の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、地域療育センターに係る指定管理者の指定の手続を変更するため、横浜市地域療育センター条例を改正します。

2 改正内容

(1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う改正

地域療育センターでは、障害者自立支援法に基づく福祉サービスとして「児童デイサービス」を実施しており、その利用手続きに関しては横浜市地域療育センター条例で規定しています。

このたび、障害者自立支援法の一部改正が施行されることに伴い、規定の引用条文に変更が生じます。

このため、横浜市地域療育センター条例において、「障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービス」としている部分を「障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する児童デイサービス」に改めます。

(2) 指定管理者の指定の手続を変更するための改正

地域療育センターに係る指定管理者を指定しようとするときは、横浜市地域療育センター条例において、公募するものと規定しています。

一方、指定管理を行っている法人が合併し、合併後の存続法人が指定管理業務を継続できると認められるときや、何らかの緊急性があるときなど、特別の事情があると認める場合に限り、公募によらず指定管理者を指定することもできるようにしておく必要があります。

このため、横浜市地域療育センター条例において、「指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。」としている部分を「指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。」に改めます。

なお、こうした改正は、他の公の施設に係る条例でも行われています。

3 施行期日

(1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う改正

障害者自立支援法の一部改正が施行される日（平成 23 年 10 月 1 日予定）

(2) 指定管理者の指定の手続を変更するための改正

本条例の公布日

【参考】

① 横浜市地域療育センター条例（抜粋）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第5条の2</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 センター(横浜市中部地域療育センターを除く。)において障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービス(以下「児童デイサービス」という。)を利用しようとする児童の保護者は、第7条第1項に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第5条の2</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 センター(横浜市中部地域療育センターを除く。)において障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する児童デイサービス(以下「児童デイサービス」という。)を利用しようとする児童の保護者は、第7条第1項に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>第6条 省略</p> <p>第7条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>以下省略</p>

② 指定管理者法人の合併の予定

地域療育センター3か所の指定管理者として運営を行っている社会福祉法人青い鳥から、平成24年4月1日をもって同法人と、設立母体(財団法人神奈川県児童医療福祉財団)を同じくする社会福祉法人新生会が合併する予定であるとの報告を受けています。

また、社会福祉法人新生会からは、県域を中心に活動する法人の認可権者である神奈川県に対し、平成23年9月9日に合併認可申請書を提出するとの報告を受けています。

③ それぞれの法人が運営している指定管理施設

(社会福祉法人青い鳥)

- こども青少年局所管施設
 - ・南部地域療育センター
 - ・中部地域療育センター
 - ・東部地域療育センター
- 南区・健康福祉局所管施設
 - ・清水ヶ丘地域ケアプラザ

(社会福祉法人新生会)

- 健康福祉局所管施設
 - ・港南区精神障害者生活支援センター

○地域療育センターの概要

地域療育センターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として、診療所、知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設等を設置し、医師、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、児童指導員、保育士及びケースワーカー等の専門スタッフが総合的な支援を行っています。

また、各区の福祉保健センターや児童相談所等の関係機関と連携を図るとともに、保育所、幼稚園、学校及び地域訓練会等を対象に療育に関する技術的な支援を行うなど、地域における療育の中核施設としての機能を果たしています。

施設名称	概要	運営法人等
南部地域療育センター	磯子区杉田 5-32-20 2,202 m ² 昭和 60 年 8 月開所 通園定員 知的 50 人 肢体 40 人	指定管理者：(福)青い鳥
戸塚地域療育センター	戸塚区川上町 4-4 2,604 m ² 平成元年 10 月開所 通園定員 知的 50 人 肢体 40 人	指定管理者：(福)横浜市リハビリテーション事業団
北部地域療育センター	都筑区葛が谷 16-3 2,966 m ² 平成 6 年 1 月開所 通園定員 知的 50 人 肢体 40 人	指定管理者：(福)横浜市リハビリテーション事業団
中部地域療育センター	南区清水ヶ丘 49 4,253 m ² 平成 8 年 10 月開所 通園定員 知的 50 人 肢体 40 人	指定管理者：(福)青い鳥
西部地域療育センター	保土ヶ谷区今井町 743-2 2,657 m ² 平成 13 年 4 月開所 通園定員 知的 50 人 肢体 40 人	指定管理者：(福)横浜市リハビリテーション事業団
東部地域療育センター	神奈川区東神奈川 1-29 2,847 m ² 平成 15 年 9 月開所 通園定員 知的 50 人 肢体 40 人	指定管理者：(福)青い鳥
地域療育センターあおば	青葉区黒須田 34-1 2,823 m ² 平成 19 年 4 月開所 通園定員 知的 60 人 肢体 30 人	民設民営：(福)十愛療育会

○児童デイサービスの概要

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスのひとつで、障害児が施設に通い、療育目標を設定したプログラムに基づき、指導員または児童福祉士による集団療育をとおして、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など、障害児の成長・発達を支援します。

地域療育センターで行う児童デイサービスは、発達障害のある児童（4・5歳児）を対象に、幼稚園・保育園の通園と併せて、週1日の集団療育を実施し、併せて児童が通う幼稚園・保育所等への巡回訪問や保護者勉強会を実施しています。